

# 上の宮自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は上の宮自治会(以下「会」という。)と称し、主たる事務所を会長宅に置く。

(区域)

第2条 会の区域は鶴見区上の宮一丁目の一部、上の宮二丁目全域、馬場七丁目の一部及び獅子ヶ谷三丁目の一部を区域とする。

(会員)

第3条 会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とし、正当な理由がなければ加入を拒むことはできない。また、脱会は自由とする。

(目的)

第4条 会は民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を計ることを目的とする。

(事業)

第5条 会は前条の目的を達成するため、次の各部を置き、それぞれの事業を行う。

- (1) 総務部 関係官庁、渉外及び一般会務に関する事項
- (2) 広報部 広報の配付及び民意の促進、陳情に関する事項
- (3) 防火防犯部 防火、防犯及び非常災害に関する事項
- (4) 交通部 人と車の交通安全対策、事故防止及びこれらの指導に関する事項
- (5) 保健部 保健、衛生に関する事項
- (6) 環境部 道路整備、清掃、排水整備及び環境衛生に関する事項
- (7) 婦人部 老人並びに婦人の教養、福祉及び家庭生活の改善に関する事項
- (8) 文化部 社会教育、体育その他の行事に関する事項
- (9) 子供育成部 子供の保護育成、地域子供会及びPTAとの協力等、育成に関する事項

# 上の宮自治会規約

## (役員を選任)

第6条 この会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 会計 2人
  - (4) 監事 2人
  - (5) その他の役員
  - (6) 班長
  - (7) 組長
  - (8) 必要に応じ顧問および相談役を置くことができる。
- 2 会長及び副会長並びに監事は、総会において会員の中から選任する。

## (役員職務)

第7条 会長は会を代表し、会の事務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 3 会計は会計事務を担当する。
- 4 監事は、次の業務を行う。
  - (1) 会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計、資産の状況及び業務執行についての不整の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。
- 5 その他の役員は、各部の事業を企画・立案し、会の運営に関することを審議し業務執行する。
- 6 班長は各組会員の要望・意向等を常に掌握し、自治会に反映させ、会議の決定事項を全員に通知徹底する業務などを行う。
- 7 組長は各自組内の要望・意向等を常に掌握して、班長に連絡し、班長からの伝達を各組会員にもれなく報知し、組内の業務を処理する。
- 8 顧問及び相談役は会議に出席して意見をのべることができる。

## (役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 その他の役員は会員の中より選出し、会長が委嘱する。
- 4 組長、班長は会員の互選により会長が委嘱し、任期を1か年とする。

# 上の宮自治会規約

## (役員の解任)

第9条 役員が規約に違反し、あるいは会の体面を汚す行為のあったときは、総会の決議により解任することができる。

## (総会の種別)

第10条 会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

## (総会の開催)

第11条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して開催の要求があったとき。
- (3) 監事から開催の請求があったとき。

## (総会の審議事項)

第12条 総会は、この規約に定めるもののほか、会の運営に関する重要な事項を審議する。

2 通常総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長並びに監事の承認に関すること。
- (2) 規約に関すること。
- (3) 予算、決算に関すること。
- (4) その他重要事項に関すること。

## (総会の召集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 会長は第11条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったとき、その請求のあった日から4週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

## (総会の議長)

第14条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

# 上の宮自治会規約

(総会の定足数)

第15条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における会員の表決権等)

第17条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第15条(総会の定足数)及び第16条(総会の議決)の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(班長会及び役員会)

第18条 班長会及び役員会は、必要に応じて会長が招集し、会の運営に関する事項を審議する。

2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

3 班長会及び役員会の議長は会長とする。

(資産の構成)

第19条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める資産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第20条 会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

# 上の宮自治会規約

## (会計処理)

- 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 会長は毎年度収支決算を行い、監事の会計監査を受け、総会の承認を受けなければならない。
  - 3 会長は毎年度、収支予算案を作成し、総会の議決を受けなければならない。

## (経費の支弁)

第22条 会の経費は、資産をもって支弁する。

## (旅費等)

第23条 会務のため出張等したときは、実費を支給することができる。

## (慶弔)

- 第24条 次の各号に該当したときは金品を贈り慶祝または弔意を表する。
- (1) 会員が死亡した場合。
  - (2) 地域団体役員が死亡した場合。
  - (3) 地域の学校その他の慶祝事業に参加した祝金。

## (資産の処分)

第25条 会の資産で第19条第1号の掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

## (規約の変更)

第26条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横浜市鶴見区長の認可を受けなければ変更することはできない。

## (解散)

- 第27条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。
- (1) 破産手続開始の決定
  - (2) 認可の取消
  - (3) 総会の議決
  - (4) 構成員の欠乏
- 2 前項第3号の規定に基づき解散する場合は、総会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

# 上の宮自治会規約

(残余財産の処分)

第28条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(委任)

第29条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

(細目)

第30条 その他細目にわたるとり決め事項は、随時の会合において申し合わせ、役員を含む話し合いによりこれを決定する。

附則

この規約は昭和45年4月1日より実施する。

この規約は昭和59年4月17日一部改正。

この規約は平成23年4月2日改正。